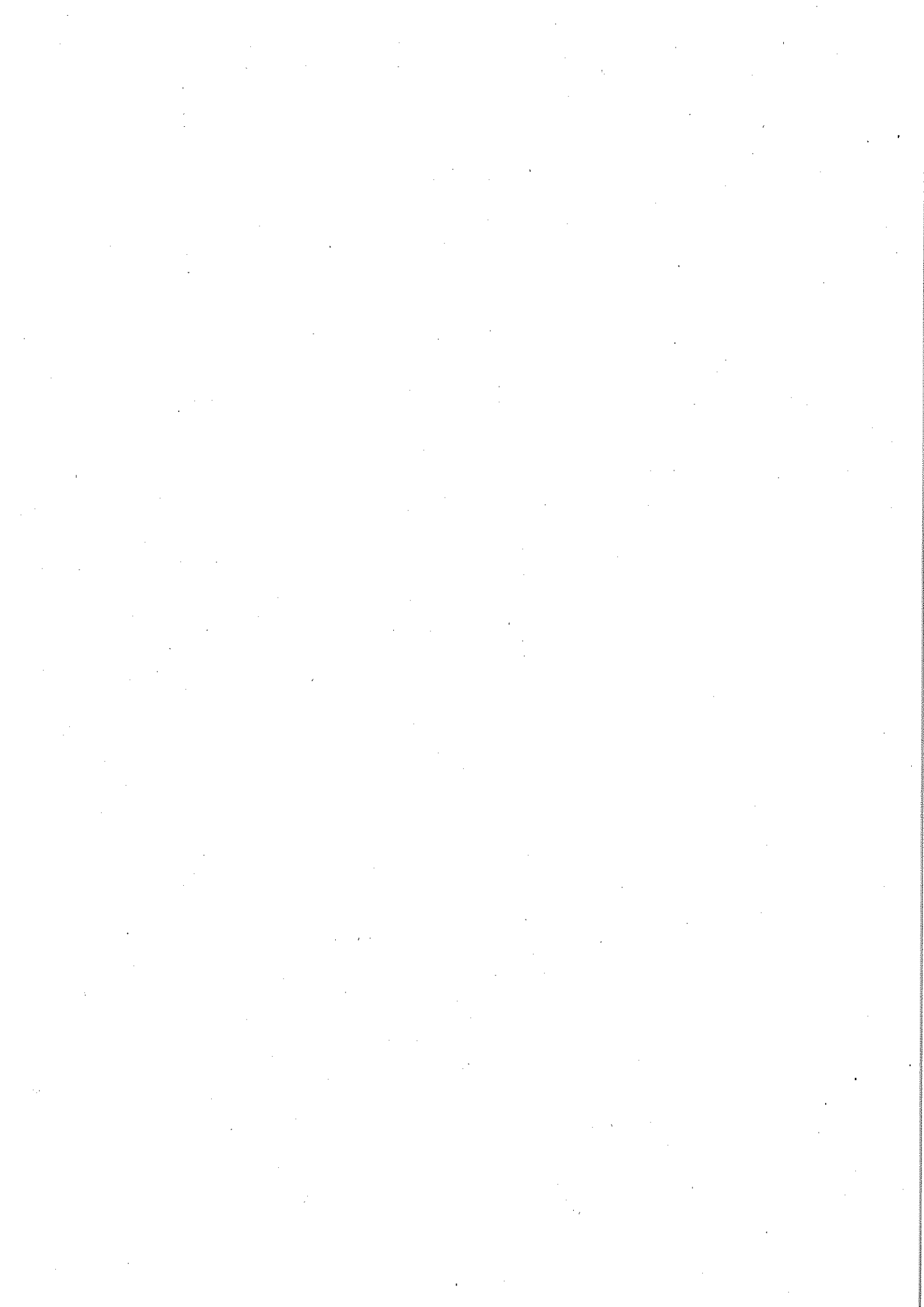


監 報 29 - 3
平成 29 年 3 月 2 日

豊岡市監査委員 多 根 徹
豊岡市監査委員 上 野 和 美
豊岡市監査委員 升 田 勝 義

公の施設の指定管理者監査結果報告について
(豊岡市体育協会)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき公の施設の指定管理者の監査を行ったので、同条第 9 項の規定により報告書を提出します。



指定管理者監査結果報告書

(豊岡市体育協会)

I 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査（公の施設の指定管理者監査）

II 監査の対象

1. 指定管理者

豊岡市体育協会

2. 指定管理施設

- ① 豊岡市立市民体育館
- ② 豊岡市立総合体育館
- ③ 豊岡市立豊岡総合スポーツセンター

3. 所管課

地域コミュニティ振興部 スポーツ振興課

III 監査の範囲及び要領

平成26年4月1日から平成28年11月30日までの期間について、主に平成27年度を中心に、公の施設の管理、管理に係る出納その他の事務及び関連する事務事業の執行状況について、指定管理者及び所管課から関係書類の提出を求め、これを通査するとともに、事務局職員が関係諸帳簿及び証拠書類を抽出して調査した事前監査結果を踏まえ、関係者から事情聴取を行う等の方法により実施した。

IV 監査の着眼点

監査は次の着眼点により実施した。

1. 指定管理者関係

- ① 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか。
- ④ 出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。
- ⑤ 利用料金の設定等は適切になされているか。

- ⑥ 収納事務は適正に行われているか。
- ⑦ 利用促進のための努力はなされているか。

2. 所管課関係

- ① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④ 利用料金制を採用している場合、利用料金は合理的なものになっているか。
その承認手続きは適正に行われているか。
- ⑤ 指定管理者からの報告の点検は適切になされているか。
- ⑥ 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか。

V 監査の期間

平成 29 年 1 月 6 日から同年 2 月 17 日まで

監査委員による説明聴取 平成 29 年 1 月 30 日（場所：豊岡市立総合体育館）

VI 監査の概要

1. 監査対象「団体」の概要

(1) 選定の方法・・・公募

(2) 名称と構成

名称・代表者	豊岡市体育協会 会長 井崎 昭
所在地	豊岡市中央町 2 番 4 号
設立	平成 17 年 5 月 23 日
役員	会長 1 人、副会長 5 人、理事長 1 人、会計 1 人、理事 10 人、監事 2 人
従業員	6 人（全て指定管理業務に従事）

(3) 主な事業又は活動

- a. 加盟団体の事業支援並びに連絡調整を図ること。
- b. スポーツ大会等体育振興に関すること。
- c. 体育、スポーツ指導員の養成と競技力向上を図ること。
- d. スポーツ振興に関し、関係諸機関との連携を図ること。
- e. 社会体育施設等の指定管理業務に関すること。

○平成 28 年 11 月末日現在、監査対象施設以外に指定管理者として管理している施設
豊岡市立竹野多目的屋内運動広場（高年介護課所管、平成 29 年 3 月 31 日まで）

2. 指定管理の状況

(1) 管理する施設の概要

① 体育館

名 称	豊岡市立市民体育館	豊岡市立総合体育館
所 在 地	豊岡市立野町1番3号	豊岡市大磯町1番75号
施設の概要		
竣 工	昭和35年7月	昭和63年5月
構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）
延床面積	1,474.7 m ²	3,864.6 m ² 1階3,030.2 m ² 、2階834.4 m ²
アリーナ面積	766.8 m ² バスケットボール1面、バレーボール 2面、バドミントン4面、卓球12面	1,855.8 m ² バスケットボール2面、バレーボール 4面、バドミントン12面、卓球24面
観客席	300席	736席
その他	更衣室2、駐車場	更衣室2、会議室1、ミーティング 室1、屋外トイレ1、東屋1、駐車場

② 豊岡総合スポーツセンター

名 称	豊岡市立豊岡総合スポーツセンター
所 在 地	豊岡市戸牧359番地
施設の概要	
このとりスタジアム (野球場)	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 24,161 m² ・両翼90m 中堅120m ・メインスタンド900人、1・3塁スタンド800人 ・外野スタンド1,300人 ・夜間照明施設 一式(6基) ・スコアボード(電光掲示) ・屋外トイレ 2箇所
陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 35,472 m² ・第4種公認競技場 ・1周400m・8コース ・屋外トイレ 1箇所 ・管理棟(鉄骨コンクリート2階建) ・延床面積 164.9 m²
テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 6,405 m² ・4面(砂入人工芝) ・夜間照明施設 一式(17基) ・屋外トイレ 1箇所
駐車場	5箇所 約240台

(2) 組織・従業員体制

豊岡市体育協会内に指定管理室を設置し、専従の従業員を配置している。

役職・担当業務	人数	
室長（豊岡市体育協会会長兼務）	（1名）	
理事長（豊岡市体育協会理事長兼務）	（1名）	
・ 所長（体育館及び総合スポーツセンターの管理責任者）	1名	常勤
・ 副所長（兼このとり球場の管理）	1名	常勤
・ 事務長（指定管理事務責任者）	1名	常勤
・ 事務員（指定管理関係及び体育館受付の事務）	1名	常勤
・ 管理人（市民体育館・総合体育館の管理）	1名	常勤
・ 管理人（陸上競技場・テニスコートの管理）	1名	冬季3ヵ月休業

（注）人数の欄の（ ）書きは兼務を表す。

(3) 指定管理期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日（3年間）

(4) 指定管理料

（消費税込み）

項 目		市民体育館・総合体育館	豊岡総合スポーツセンター
3年間の総額上限		39,312,000円	41,028,000円
年度協定額	平成26年度支払額	13,104,000円	13,676,000円
	平成27年度支払額	13,104,000円	13,676,000円
	平成28年度支払額	12,244,000円	13,287,000円
	計	38,452,000円	40,639,000円

(5) 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(6) 指定管理者の業務の範囲

- a. 豊岡市体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項に規定する事業に係る業務
- b. 体育施設の使用及びその制限に関する業務
- c. 体育施設の維持管理に関する業務
- d. その他、市が定める業務

(7) 施設の利用状況（事務報告書から抜粋）

① 体育館

年度 項目 施設名	H25年度 (指定管理前)		H26年度		H27年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
市民体育館	741	21,581	648	21,890	702	22,862
総合体育館	638	45,177	955	67,439	992	81,289
計	1,379	66,758	1,603	89,329	1,694	104,151

② 豊岡総合スポーツセンター

年度 項目 施設名	平成 25 年度 (指定管理前)		平成 26 年度		平成 27 年度	
	回数	人 数	回数	人 数	回数	人 数
このとりスタジアム	196	12,381	328	11,008	272	9,625
陸上競技場	477	12,088	142	6,841	368	15,117
テニスコート	822	3,793	943	5,849	1,207	5,267
計	1,495	28,262	1,413	23,698	1,847	30,009

※このとりスタジアムは平成 27 年 10 月 13 日から 28 年 4 月 1 日まで工事のため休場

※陸上競技場は平成 27 年 10 月 3 日から 28 年 6 月 3 日まで工事のため休場

3. 管理に収支状況

○指定管理者から提出の事業報告書から抜粋

(1) 市民体育館・総合体育館

(単位：円)

項目	科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
収入の部	指定管理料	13,104,000	13,104,000
	利用料金	6,667,870	7,041,200
	その他の収入	401,521	636,917
	繰越金	0	353,840
	収入合計 ①	20,173,391	21,135,957
支出の部	人件費	7,181,419	7,044,585
	事務費	1,137,180	826,081
	事業費	0	83,510
	施設維持管理費	11,148,962	10,491,972
	消費税・法人税等	351,990	1,029,200
	支出合計 ②	19,819,551	19,475,348
差引き(次年度繰越金) ①-②		353,840	1,660,609

(2) 豊岡総合スポーツセンター

(単位：円)

項目	科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
収入の部	指定管理料	13,676,000	13,676,000
	利用料金	2,092,210	2,005,850
	その他の収入	43,959	6,122
	繰越金	0	610,319
	収入合計 ①	15,812,169	16,298,291

項目	科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
支 出 の 部	人件費	6,835,586	7,159,551
	事務費	1,275,047	561,740
	事業費	0	0
	施設維持管理費	6,841,217	5,704,236
	消費税・法人税等	250,000	1,034,900
	支出合計 ②	15,201,850	14,460,427
差引き(次年度繰越金) ①-②		610,319	1,837,864

Ⅶ 監査の結果

指定管理者は、利用者サービスの向上を意識し、快適な施設として利用の増進をめざして業務遂行に努めている。また所管課との連絡調整も適切に行われている。監査の対象に係る事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、検討、改善が必要であると思われる点が見受けられたので、適正な業務執行に向けて対処されたい。

なお、事務処理上改善を要する軽易な事項については、担当職員等に直接注意指導を行ったので記述を省略した。

【所管課】

- (1) 豊岡市立豊岡総合スポーツセンターは、設置管理条例上では12月～翌年2月まで休場の扱いになっている。また、市のホームページでもそのように案内されている。しかし、指定管理業務の仕様書では「同期間も降雪等の状況を判断し市民スポーツ機会の確保を図るため、開場に努めること。」と規定し、実際にも使用を許可している。市民サービス向上の趣旨は理解できるが、条例の規定と運用とに食い違いが見られるので、両者が整合するよう見直し、整理をされたい。
- (2) 所管課においては、毎年度終了後に事業報告書の提出を受けて、管理業務の評価を一通り行っている。しかし、管理の適正を期し、今後の方針等の検討のために、指定管理期間の中間期において、管理の業務又は経理の報告を求め、実地の調査を行い、管理状況や管理経費について詳細に把握し、適切性及び妥当性等について検証されたい。

【指定管理者、所管課】

- (1) 基本協定書では事業計画書を毎年度提出し市の確認を受けることになっているが提出されていなかったため、協定を順守し適切に実施されたい。また、随時、協定書及び仕様書の実施事項を確認し、漏れがないようにされたい。なお、所管課においては適切に指導されたい。
- (2) 修繕料の費用負担については年度協定書等で取り決められている。市民体育館と総

合体育館については、双方が協議して決定した額が年額 108 万円を超える場合は市の負担としている。平成 27 年度において市民体育館の雨樋を約 130 万円で修繕されている。指定管理者が安全確保を急ぐため全額負担したとの説明であったが、他にも含めて年間約 168 万円の修繕料を支出している。修繕費の負担については、年度協定書、リスク分担表の取り決めに従って執行するようにされたい。

指定管理料の中には、一定の修繕料が盛り込まれているとの説明であった。施設の老朽化に伴い修繕箇所が発生してくるが、所管課と指定管理者の双方で毎年度協議して計画的な対応もされたい。